

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上と株主利益の最大化を実現するため、コーポレート・ガバナンスを重要経営課題と位置づけ、取り組んでおります。その為、法令遵守を徹底し、経営の透明性を高め、監視機能の強化と意思決定の迅速化に努めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[補充原則2-2① 会社の行動準則の策定・実践]

当社は、企業理念に基づいた事業活動の遂行及びコンプライアンスの徹底を図ることにより、社会規範にもとることのない公正な事業活動を行っておりますが、会社の規模・事業の拡大などを考慮し、行動準則等を定めておりません。今後は、役職員間での認識にばらつきが生じないよう、行動準則等の策定を進めております。

[補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保]

当社は、女性の役員の就任、女性・外国人・中途採用者の管理職の登用等を積極的に行うなど、属性などに関係なく中核人材を積極的に採用することで、その多様性の確保を図っております。さらに、社員一人一人の成長が実感できるような取り組みを進めるとともに、海外子会社への社員の派遣などを行うことにより多様な人材の育成を図っております。当連結会計年度末現在の当社の女性の役員の比率は33%です。また、管理職に占める女性労働者の割合などについて当社及び国内連結子会社は法律の規定による公表義務の対象でなく、小規模な組織のため、具体的な目標は定めておりませんが、今後も女性・外国人・中途採用者の登用等を積極的に行い、人材の多様性の確保を図り、女性管理職の比率などを高めてまいります。

また、海外子会社についても同様の方針で採用し、人材の多様性を高めてまいります。

[補充原則3-1② 英語での情報開示]

当社は英語での情報の開示・提供は重要な課題であると認識し、決算短信の英訳のほか適時開示書類などの英文開示をできる限り同時に行うようにしております。今後、海外投資家等の比率を考慮しながら、有価証券報告書などの英文開示などの開示情報の充実を検討してまいります。

[補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み]

当社はサステナビリティについての取組みを当社ウェブサイト (<https://ipsism.co.jp/sustainability/>) にて開示しておりますが、人的資本や知的財産への投資等についての開示・提供についても今後の重要な課題であると認識し代表取締役を委員長とし、各部門の部門長および重要な子会社の社長で構成されるサステナビリティ委員会などにおいて、検討してまいります。

また、気候変動に関するリスクや事業活動への影響などについては、サステナビリティ委員会を中心に検討し、TCFDなどに基づく開示の実施に向け取り組んでまいります。

[補充原則4-1③ 最高経営責任者等の後継者の計画]

当社は後継者の育成については、日々の業務の中で行われるものと考えており、具体的な後継者育成計画を策定しておりません。後継者候補を取締役に登用したうえで、経営に関する課題の解決や事業上の成果を上げることにより、経営者としての資質を磨くことにより後継者の育成を図っております。事業規模の拡大などに従い、後継者育成計画の策定については検討してまいります。

[補充原則4-2① 経営陣報酬の中長期的インセンティブ付け]

当社は、取締役の報酬において、職務及び前年の業務執行状況等を勘案した固定報酬制度を採用しており、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬などは導入しておりません。また、一部、時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランがあり、業績等により新株予約権の交付ガイドラインに則り新株予約権が配分されることがございます。

今後、経営目標の達成についてインセンティブ付けとなる新たなストックオプションなどを含む株式報酬制度の導入について検討してまいります。

[補充原則4-2② サステナビリティを巡る取組みについての基本方針]

当社は、中長期的な企業価値の向上のためにサステナビリティを巡る課題への取組みは重要であると認識し、取締役会にてサステナビリティ基本方針を定めております。

今後の課題として、人的資本・知的財産への投資などへの経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略などについては、サステナビリティ委員会などで検討してまいります。

[補充原則4-3③ CEOの解任の手续]

当社はCEOの解任手続を定めておりません。

万一、CEOがその職責を十分に果たせないと認められる事態が生じた場合には、取締役会は法令、定款に従い、適切な手続を踏んで迅速に対応してまいります。

[補充原則4-8① 独立社外取締役等の情報交換]

独立社外取締役および監査役には必要に応じ、意見交換等を行っていただいております。今後は、独立社外取締役等の意向を確認し、必要に応じ連絡会等の開催を検討してまいります。

〔補充原則4-8② 独立社外取締役と経営陣・監査役の連携に係る体制の整備〕

独立社外取締役は2名であり、現状では、「筆頭独立社外取締役」の決定の必要性は認識しておりませんが、監査役等との連携に係る体制整備を含め検討してまいります。

〔補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性の評価〕

当社は、取締役会の実効性の評価のため、取締役および監査役からのアンケート調査などにより、社内評価を行い、改善に努めております。今後、定期的な調査の実施、さらなる実効性の評価の充実および概要の開示につきましては、検討してまいります。

〔補充原則5-2① 経営戦略や経営計画の策定・公表〕

当社は、1年間の事業計画を策定し、併せて3年間の中期経営計画を策定し、今期より中期経営計画の開示を行いました。今後、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、積極的な設備投資を行っており事業展開の評価にふさわしい資本コストについて検証を進め、その資本コストに基づく経営資源の配分等を行う事業計画や事業ポートフォリオの見直しなどについて、中期経営計画の進捗状況等を考慮し、分かりやすく説明するよう検討してまいります。

〔コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示〕 更新

〔原則1-4 政策保有株式〕

当社は、取引先との円滑な関係の維持及び業務提携先との協働関係強化などにより当社の企業価値向上を図ることを目的として、資金効率なども考慮したうえで、取引先などの株式を保有することがございます。取引関係の終了及び業務提携が解消となった政策保有株式は適宜売却するとともに、毎年取締役会において保有の適否の検証の結果、当社の企業価値の向上に寄与しないと判断された株式については、売却することといたします。

なお、当社は現在政策保有株式を所有しておりませんので、取締役会において検証いたしておりません。

〔原則1-7 関連当事者間の取引〕

当社と当社役員（取締役、監査役）との取引は、取締役会の承認事項といたしております。また、当社と当社主要株主との取引が発生する場合には、重要性の高いものは取締役会の承認事項とし、会社及び株主共同の利益を害することのないよう監視しております。

なお、関連当事者間の取引については会社法及び金融商品取引法などに従い、開示しております。

〔原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社は企業年金制度を有しておりません。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

（i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営方針や対処すべき課題などは、有価証券報告書にて開示しております。また、企業理念を当社ホームページに掲載しております。さらに、中期経営計画を開示しております。

（ii）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報1. 基本的な考え方」に記載しております。

（iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営に係る事項〔取締役報酬関係〕」や有価証券報告書にて開示しております。

（iv）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

社内取締役については、当社の企業理念を体現し、人格・見識に優れ、業務上の専門知識と全社的な視点に立って、職務を遂行する資質を兼ね備えた人物を候補者としております。

経営陣幹部については、取締役としての資質等に加え、会社を牽引する統率力や決断力等を総合的に勘案して選任しております。

社外取締役については、社外の立場から経営の監督機能を適切に果たすとともに、各々の豊富な経営と高い見識に基づき、当社の企業活動に助言を行っていただける人物を候補者としております。

監査役については、人格・見識に優れ、会社経営や当社の事業に精通した人物、また会計等の分野や法律等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する人物を候補者としております。

なお、取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の意見を尊重して、取締役会にて決定しております。

（v）取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役及び社外監査役候補者につきましては、個々の指名理由を株主総会招集ご通知に記載しております。社内取締役・社外取締役候補者については、株主総会招集ご通知に個人別の経歴を記載しております。経営陣幹部解職の際には東京証券取引所への適時開示において、取締役・監査役の解任の際には株主総会招集ご通知において理由を記載いたします。

〔補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み〕

当社はサステナビリティについての取組みを当社ウェブサイト (<https://ipsism.co.jp/sustainability/>) にて開示しておりますが、人的資本や知的財産への投資等についての開示・提供についても今後の重要な課題であると認識し代表取締役を委員長とし、各部門の部門長および重要な子会社の社長で構成されるサステナビリティ委員会などにおいて、検討してまいります。

また、気候変動に関するリスクや事業活動への影響などについては、サステナビリティ委員会を中心に検討し、TCFDなどに基づく開示の実施に向け取り組んでまいります。

〔補充原則4-1① 経営陣に対する委任範囲の明確化〕

取締役会では、当社及び子会社の経営に関する重要事項及び法令・定款に定められた重要な業務執行に関する事項を決定しており、取締役会規程において、取締役会決議を要すべき事項を明確に定めております。

取締役会決議を要しない事項については、社内規程（経営会議規程、職務権限規程、稟議規程当）において、重要性の基準を設け、業務執行取締役や部門長に委任する事項を定めております。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社は、独立社外取締役の独立性について、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき独立性判断基準を定め、独立社外取締役を選定しています。また、株主総会招集ご通知にも記載しておりますが、独立社外取締役は、その経験、見識等により適任である方を選定しております。

〔補充原則4-10① 指名・報酬委員会の権限・役割等〕

当社は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、その意見を尊重して、取締役候補者や取締役の報酬を決定しております。また、指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、主に取締役等の選任及び解任に関する事項、取締役等の報酬に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、答申を行います。

[補充原則4-11① 取締役会の実効性評価]

取締役会は、業務執行取締役4名、独立社外取締役2名、常勤監査役(独立社外監査役)1名、独立社外監査役2名の9名で構成されております。当社は、取締役、監査役の選任にあたり、当社事業への知見、財務・会計に関する知見、法律に関する知見等を有する専門的知識・経験等を考慮し、取締役については、指名・報酬委員会において株主総会招集通知に記載したスキル・マトリックスを活用し、必要なスキルを有する取締役等を取締役に答申しております。今後は、取締役の選任に際し必要なスキルの組み合わせ状況などの開示を検討してまいります。

[補充原則4-11② 取締役・監査役の兼任状況]

取締役は毎年選任され、兼務状況は事業報告書および株主総会招集ご通知に記載されております。また、監査役については事業報告に兼務状況を記載しております。事業報告などは当社ホームページに掲載しております。

[補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性の評価]

当社は、取締役会の実効性の評価のため、取締役および監査役からのアンケート調査などにより、社内評価を行い、改善に努めております。今後、定期的な調査の実施、さらなる実効性の評価の充実および概要の開示につきましては、検討してまいります。

[補充原則4-14② 取締役・監査役のトレーニングの方針]

当社は、取締役・監査役を選任する際、経験・見識等を考慮しその役割・責務を果たし得る者を選任しており、その役割・責務を果たすための特段のトレーニングは行っておりませんが、取締役・監査役がその職務等に必要な知識等の習得のために個別にトレーニングを行う場合には、その費用は会社負担といたします。また、必要に応じて、当社グループの事業活動に関する事項に関する勉強会の開催を行っております。

[原則5-1 株主との対話に関する基本方針]

当社は、持続的な成長と中長期的企業価値の向上に資するため、株主・投資家との対話につとめております。株主・投資家との対話は担当取締役が統括し、経営企画部IR課を担当部署として、総務部門、経理部門をはじめとする各部門を担当する経営陣が連携しながら株主・投資家との対話の促進をはかっております。また、機関投資家・アナリスト、一般株主等は経営企画部IR課が対応窓口となり、対話の目的に応じて各経営陣が適宜面談するなど、効果的な対話につとめております。さらに、代表取締役との面談を希望される場合には、可能な限り日程を調整いたしております。個別面談のほか、機関投資家・アナリスト向けに代表取締役社長が出席する決算説明会を半期に1回実施するとともに、当社ホームページ上にIR情報のコーナーを設置し情報開示を行っております。また対話において把握された株主・投資家の意見・懸念について、各経営陣に適宜フィードバックしております。株主・投資家との対話に際しては「重要情報の管理及び株式等の内部者取引防止に関する規程」に則って対応するとともに、決算情報に関する沈黙期間を設定するなど、インサイダー情報の管理徹底を図っております。現状では、グロース株式の運用担当者などとの面談が多く、当社グループの事業内容、収益の計上方法、投資の回収などについての質問が多くなされております。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応] [英文開示有り]

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応については、当社の現状分析及び方針を決議し、その内容を当社IRサイトにて開示しております。最終アップデート日は、2024年12月20日です。
<https://ipsism.co.jp/ir/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮下 幸治	5,355,000	41.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,005,700	7.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	759,100	5.88
丸本 桂三	373,000	2.89
丸谷 和徳	350,000	2.71
田中 正勝	273,600	2.12
日本テクノロジーベンチャーパートナーズーS2号投資事業有限責任組合	225,000	1.74
佐々木 嶺一	214,000	1.66
上田八木短資株式会社	206,000	1.60
株式会社ストレッチ	204,100	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

上記(2)大株主の状況は、2024年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

大量保有報告書が下記のとおり提出されておりますが、上記大株主の状況に記載した2024年9月30日現在の株主名簿の記載内容と相違があります。

・2024年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、りそなアセットマネジメント株式会社が2024年7月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2024年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

(名称及び住所) りそなアセットマネジメント株式会社 東京都江東区木場1丁目5番65号
(保有株券等の数及び株券等保有割合) 1,016,000株 7.89%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村口 和孝	他の会社の出身者											
雪丸 暁子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村口 和孝	○	該当なし。	独立系ベンチャーキャピタルの日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表取締役で、数多くの企業の株式上場に関わるなど豊富な経験と知識を有していることから、その経験及び知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任いたしました。また、その知見を活かし、当社の事業運営全般において適切な提言をいただくことを期待しております。
雪丸 暁子	○	該当なし。	裁判官及び弁護士として培ってきた豊富な経験や法律知識を有していることから、その経験や知識を活かしていただくため、社外取締役として選任いたしました。また、その知見を活かし、当社の経営全般において法律家としての適切な提言をいただくことを期待しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明

当社は、2021年11月26日の取締役会決議により取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、任意の「指名・報酬委員会」を設置いたしました。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、主に取締役等の選任及び解任に関する事項、取締役等の報酬に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、答申を行います。指名・報酬委員会は取締役会の決議によって選定された取締役で構成され、委員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役としております。現在、委員長は村口取締役、委員は雪丸取締役と宮下代表取締役です。

2023年3月期は2回開催し、委員全員が出席し、取締役の選任、取締役の報酬、退任取締役の退職慰労金の贈呈などについて審議しております。

2024年3月期は2回開催し、委員全員が出席し、取締役の選任、取締役の報酬、役員退職慰労金制度の廃止などについて審議しております。

2025年3月期はコーポレートガバナンス報告書最終更新日まで2回開催し、委員全員が出席し、取締役の選任、取締役の報酬などについて審議しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は監査役による監査及び会計監査人との調整を行い、監査業務の効率性と質の向上を図っております。監査役は、内部監査室及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、監査方針及び監査結果についても、適宜、共有しております。また、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、適宜、内部監査室及び会計監査人と情報交換をするなど相互連携を行うことによって、監視・牽制の有効性と効率性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平田 将士	他の会社の出身者										△			
西村 誉弘	公認会計士													
岡崎 友子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平田 将士	○	当社の重要な借入先である株式会社三井住友銀行に2020年3月まで在籍しておりましたが、当社の担当となったことはありません。また、現在は同行を退職しております。当社は株式会社三井住友銀行から借入を受けており、その金額は連結総資産の2%以上となりますが、退職後4年が経過していることにより、当社の社外役員の独立性判断基準の要件を満たしていることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	金融機関における長年の職務経験があり、国際ビジネスについても経験と知識を有し、上場会社の常勤監査役に就任しているなど、当社の経営全般において適切な監視監督をいただけるものと判断して社外監査役として選任いたしました。
西村 誉弘	○	該当なし。	公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な実績を有していることから、当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断して、社外監査役として選任いたしました。

岡崎 友子	○	該当なし。	弁護士として培ってきた法律知識を有し、日本企業の海外進出支援やフィリピン法務などについて豊富な経験を有することから、その知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけのものと判断して、社外監査役として選任いたしました。
-------	---	-------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社の業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の役割、職責等に相応しい水準となる報酬体系を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年3月19日開催の取締役会において決議し、2023年6月27日に最終改定をしております。当該方針の内容の概要は下記のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等の決定の方針については、取締役の役割、職責等に相応しい水準とすることとし、月毎に固定額を支払う「基本報酬」のみとする。

2. 金銭報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、短期業績に基づくインセンティブの機能を備えるよう総合的に勘案して決定するものとする。

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、その権限の内容は、下記のとおりとする。

各取締役の個人別の基本報酬の額については、株主総会にて決議した報酬限度額の範囲内で、基本報酬の個人別の額の決定に関する方針に従い、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会の意見を尊重し、決定する。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役へのサポートは、経営企画部で行い、社外監査役へのサポートは内部監査室及び経営企画部で行っております。取締役会の資料は、原則として経営企画部より事前配布しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より、監査役監査、会計監査、内部監査の監査に関する情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制により、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役会から独立した監査役及び監査役会に、取締役会に対する牽制機能を担わせることで、適切な経営の意思決定及び、業務執行を推進しています。

当社の取締役会は、取締役6名で構成されています。意思決定機関としての透明性・公平性を確保し、当社の業務執行に対する監督機能及び監査機能を果たすため、社外取締役2名を選任しています。また監査役3名(すべて社外監査役3名)も取締役会に出席しており、より広い視野で経営の意思決定を行う体制としております。定時取締役会は原則として、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。また、経営の透明性・公平性を確保しつつ、迅速な経営判断を行うため、代表取締役社長を筆頭に経営幹部により構成された経営会議が原則、月1回開催されています。

監査役会は監査役3名(すべて社外監査役3名)で構成され、うち1名が常勤監査役です。監査役会は、月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の妥当性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また常勤監査役は、事業活動にかかる重要な会議にも出席しており、意思決定の妥当性検証を行っております。

会計監査については、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に準ずる監査を適時、適切に受けています。

取締役の指名および報酬の額の決定について、社外取締役が過半数を構成する指名・報酬委員会を設置し、その意見を尊重して決定するものとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の構成員の3分の1、監査役会の構成員の全てが、社外役員である為、独立した立場での発言がされると考えます。

監査役会は、豊富な経験と会計及び法務に関する専門的な幅広い見識を有している監査役3名(うち1名は常勤監査役)で構成されており、取締役会等の重要会議の出席等を通じて業務執行を監査しております。また、会計監査人及び内部監査室と相互に連携しており、十分に監査機能を発揮しております。

従いまして、現体制により経営の透明性を高め、適切なコーポレート・ガバナンスが行われるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	本件は、決算の確定、監査日程の確保など観点から日程変更などを行った結果、2024年6月26日(水)の開催となりました。
電磁的方法による議決権の行使	2022年6月開催の定時株主総会より、信託銀行の提供する議決権のインターネット行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2022年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJの提供する議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2022年6月開催の定時株主総会より、株主総会招集ご通知について、狭義の招集通知と参考書類の英文を作成し、当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を通期決算・中間決算毎に年2回定期的に開催いたしておりましたが、年4回開催することとし、WEB会議システムを利用して個人投資家が参加できるようにしております。 通期決算に関する決算説明会を会場およびWEB会議システムにて2024年5月14日(火)に開催いたしました。 第1四半期決算に関する決算説明会をWEB会議システムにて2024年8月13日(火)に開催いたしました。 中間決算に関する決算説明会をWEB会議システムにて2024年11月11日(月)に開催いたしました。 なお、2024年5月14日開催の通期決算に関する決算説明会では代表者自身の説明を行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用ページを開設し、適時開示資料などを掲載しております。 IR専用ページのアドレスは、下記のとおりです。 https://ipsism.co.jp/ir/ IR専用ページには、経営情報、業績・財務情報のほか、IRライブラリに決算短信・有価証券報告書・四半期報告書・決算説明会資料などを掲載し、株式情報に株主総会招集ご通知などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部IR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対し、重要な情報を正確かつ迅速に公表することが重要であると認識しており、情報開示規程を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は全てのステークホルダーに対して企業活動に関する適時・適切な開示を行うことは当然の責務であると考えております。そのため、当社ホームページ及びその他さまざまな方法で、適時適切に情報開示を行ってまいります。

その他

当社では、優秀な人材については性別にかかわらず積極的に登用しており、常勤の取締役4名のうち男性3名、女性1名という構成となっております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス研修を実施し、法令及び社内規程を遵守するよう徹底を図っております。
- ② 取締役会規程を始めとする社内規程を整備し、各規程に基づいた活動となるように体制を構築しております。
- ③ 当社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を設置し、当社の役職員に周知し、適切な運営を行います。
- ④ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、執行部門から独立した内部監査部門による、当社及び子会社全体の監査を実施し、代表取締役は内部監査の状況について、報告します。
- ⑤ 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係る情報を保存及び管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ② 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、情報管理・秘密保持規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を定め、その徹底を図ります。
- ② 企業活動に伴う損失の危険の管理は、原則として所管部署が行い、重要事項については取締役会に報告する体制になっております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会等での決定に基づく職務執行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
- ② 組織のスリム化、簡素化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営に係る重要事項は、職務の有効性及び効率性の観点から、当社の取締役会において決定します。
- ② 当社の関係会社への指導と支援を円滑に遂行して適切に管理することにより、当社グループの安定成長、経営の効率化及び内部統制に資することを目的に、関係会社管理規程を定めています。
- ③ 当社は子会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付け、子会社の独自性を尊重しつつ、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。
- ④ 子会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。
- ⑤ モニタリングや必要に応じて子会社の監査実施により、内部管理体制の適切性及び有効性を検証します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。
- ② 内部監査部門の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は当該使用人に対して、これを命じるものとします。
- ③ 監査役の職務を補助することを命じられた使用人は監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保

- ① 監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行する為、人事考課、人事異動に関して事前に監査役の意見を尊重して、同意を得るものとします。
- ② 監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を取締役及び使用人に周知徹底します

8. 取締役及び使用人が監査役に報告する体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。
- ② 当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下「当社グループ職員」）は、業績見込みに影響を与えるような損失やコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちに監査役に報告します。
- ③ 当社グループ役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。

9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

11. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われる体制

- ① 代表取締役と監査役は、相互に意思疎通を図るため、適宜会合をもち、意見交換をします。
- ② 取締役は、監査役がその職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- ③ 取締役は、監査役が重要な業務執行に係わる会議体に出席できる体制を整備します。
- ④ 内部監査部門は、監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は、企業の社会的責任及び当社企業防衛の観点から、反社会的勢力排除は経営上重要であると考えており、「反社会的勢力排除規程」を制定し、コンプライアンス体制の維持に努めております。また、取引先等については、反社会的勢力排除実施要領に則り、調査を実施し反社会的勢力の該当性を確認いたします。

当社は、反社会的勢力との関係はありません。また、反社会的勢力排除規程により、反社会的勢力への対応方法を定めております。当該規程は、反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応とその体制を定め、反社会的勢力との関係を遮断、排除し、反社会的勢力による被害を未然に防止することを目的としています。

